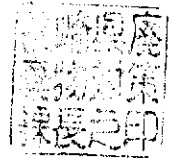


平成22年4月28日

関係団体代表者 様

長崎県環境部廃棄物対策課長



平成22年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について（依頼）

本県の産業廃棄物行政につきましては、日頃よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項において、産業廃棄物管理票交付者は報告書を作成し、都道府県知事に提出することとされています。

今年度におきましても、産業廃棄物管理票を交付する排出事業者等におかれては、平成22年6月30日（水）までに、平成21年4月1日～平成22年3月31日に交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況を県（長崎市内及び佐世保市内の事業場はそれぞれの市）に提出することとなっています。

つきましては、貴団体の傘下会員に対しまして、周知いただきますようお願いいたします。

なお、電子マニフェストを活用している場合は、情報処理センターが集計して報告を行うため、事業者自ら報告する必要はありません。また、電子マニフェストの導入には、事務の効率化、法令の遵守、データの透明性といったメリットがありますので、これを機に電子マニフェスト導入につきましても併せて周知いただきますようお願いいたします。（電子マニフェストに関する情報は（財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ（<http://www.jwnet.or.jp/>）をご参照下さい。）

長崎県環境部廃棄物対策課

担当：計画・指導班 古賀

Tel 095-895-2373 FAX 095-824-4781

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書提出要領

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の交付者に課されている当該マニフェストの交付に関する報告書の提出義務については、その適用猶予期間が平成20年4月1日までとなったことにより、産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間（今年度は平成22年6月30日までに、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間）において交付したマニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等）に関し、報告書を作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

1. 対象者

この提出要領の対象となる事業者は、長崎県内（長崎市及び佐世保市を除く。以下同じ。）の事業場（建設現場等所在地が一定しない事業場を含む。以下同じ。）において産業廃棄物を排出し産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付している事業者（2次マニフェストを交付する中間処理業者も含む。）とする。

ただし、電子マニフェストを交付している事業者は、（財）日本産業廃棄物処理振興センターが代行するので、事業者自らが報告する必要はない。

なお、長崎市及び佐世保市に所在する事業場分については当該市が定める方法で当該市に提出すること。

2. 報告様式作成に当たっての注意事項

- (1) 報告書は事業場ごとに作成すること。
- (2) 廃棄物の種類又は委託先が多数になり様式に収まらない場合は、この報告様式を複数枚利用して報告すること。
- (3) 「業種」欄については、環境省の通知の中で示されている「日本標準産業大・中分類一覧」の「中分類」に基づいて記載すること。
- (4) 事業場の設置が短期間又は建設現場等所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場として取りまとめた上で集計し、提出すること。
- (5) 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記載すること。
- (6) 収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「石綿含有産業廃棄物の有無」の欄に「有」と記載するとともに、「排出量」欄及び「管理票の交付枚数」欄に石綿含有産業廃棄物にかかるものの数量（内数）を記載すること。
- (7) 電気製品が廃棄物になったもの等やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合は、混合廃棄物として取り扱うこととし、必要事項を記載、報告すること。
- (8) 特別管理産業廃棄物については、「産業廃棄物の種類」欄に記載する産業廃棄物の種類の前に「特管」と記載すること。（記入例：「特管」廃油）
- (9) 産業廃棄物の排出量は「トン」で報告すること。なお、把握が困難な場合は、環境省の通知の中で示されている「立方メートル」を「トン」に換算する率を参考にして換算し、報告すること。
- (10) その他、詳しいことは環境省の通知を参照すること。

（参考）環境省通知：http://www.env.go.jp/recycle/waste/nt_061227006.pdf

3. 提出方法

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 提出先 | 長崎県環境部廃棄物対策課又は県立保健所 |
| (2) 提出方法 | 郵送、FAX又は持参 |
| (3) 提出期間 | 毎年4月1日～6月30日(平成21年度分は平成22年6月30日(水)まで) |
| (4) 提出部数 | 1部 |
| (5) 様式入手 | 以下の手順で入手をして下さい。 |
- ①長崎県公式ホームページ(アドレス <http://www.pref.nagasaki.jp/>)内の「電子県庁」－「申請書ダウンロード」をクリックする
 - ②「電子県庁の窓口」－「組織別に検索」－「環境部」をクリックする。
 - ③「廃棄物対策課」をクリックする。
 - ④「【産業廃棄物管理票関係】産業廃棄物管理票交付等状況報告書」からダウンロードできます。

※紙(FAX可)又は電子データ(Excel)のどちらでも受理しますが、電子データの場合はCD-R/RW又はフロッピーディスクに記録して提出して下さい。

【提出先一覧】

提出先	所在地	電話番号	FAX番号	管轄区域
長崎県環境部 廃棄物対策課	〒 850-8570 長崎市江戸町 2-13	095-895-2373	095-824-4781	
長崎振興局 保健部衛生環境課 (西彼保健所)	〒 852-8061 長崎市滑石 1-9-5	095-856-0691	095-856-0692	西海市、 長与町、 時津町
県央振興局 保健部環境課 (県央保健所)	〒 854-0081 諫早市栄田町 26-49	0957-26-3304	0957-26-9870	諫早市、 大村市、 東彼杵町、 川棚町、 波佐見町
島原振興局 保健部衛生環境課 (県南保健所)	〒 855-0043 島原市新田町 347-9	0957-62-3287	0957-64-6520	島原市、 雲仙市、 南島原市
県北振興局 保健部衛生環境課 (県北保健所)	〒 859-4807 平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933	0950-57-3666	平戸市、 松浦市、 江迎町、 鹿町町、 佐々町
五島振興局 保健部衛生環境課 (五島保健所)	〒 853-0007 五島市福江町 7-2	0959-72-3125	0959-75-0102	五島市
五島振興局上 五島支所 保健部衛生環境課 (上五島保健所)	〒 857-4211 新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121	0959-42-1124	小値賀町、 新上五島町
壱岐振興局 保健部衛生環境課 (壱岐保健所)	〒 811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260	0920-47-6357	壱岐市
対馬振興局 保健部衛生環境課 (対馬保健所)	〒 817-0011 対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0215	0920-52-7403	対馬市

* () は旧名称

長崎県知事 殿

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成21年度)

平成22年 月 日

報告者

住所 諫早市〇〇町1丁目1-1

氏名 株式会社 〇〇 代表取締役 長崎 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 △△△△-〇〇-□□□□

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成21年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		株式会社 〇〇 諫早工場				業種		06 総合工業業		
事業場の所在地		諫早市〇〇2丁目3-4				電話番号 △△△△-〇〇-□□□□				
番号	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物の有無	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃油	無	5	10	4200□□□□□□	〇〇運輸 (株)	諫早市〇〇3丁目4-5	4220□□□□□□	(株) 〇〇産業	
2	廃酸	無	15	20	4200□□□□□□	〇×環境 (株)	諫早市〇〇4丁目5-6	4220□□□□□□	(株) 〇〇環境	
3	鉱さい	無	20	30	4200□□□□□□	〇△土木 (株)	諫早市〇〇5丁目6-7	4220□□□□□□	(株) □□開発	
4										

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県 (政令市) の区域内に、設置が短時間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成 年度)

長崎県知事 殿

平成 年 月 日

報告者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業種						
事業場の所在地		電話番号						
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物の有無	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1								
2								
3								
4								

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短時間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

[illegible]

産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数(1/2)

:今回見直した部分

電子マニフェストの 産業廃棄物分類コード				電子マニフェストの産業廃棄物の分類			重量換算係数 (t/m3)	重量換算係数 (t/個・台)
連結	大	中	小	大	中	小		
0100	01			燃え殻			1.14	0.228t
0110		1		焼却灰			1.14	0.228t
0111		1	1			石炭灰	1.14	8t
0112		1	2			廃棄物の焼却灰	1.14	0.228t
0120		2			廃カーボン・活性炭		1.14	1.14t
0200	02			汚泥(泥状のもの)			1.10	0.022t
0210		1			有機性汚泥		1.10	0.022t
0211		1	1			下水汚泥	1.10	8t
0220		2			無機性汚泥		1.10	0.022t
0221		2	1			建設汚泥(残土を除く)	1.10	8t
0222		2	2			上水汚泥	1.10	8t
0300	03			廃油			0.90	0.018t
0310		1			一般廃油		0.90	0.018t
0311		1	1			鉱物性油	0.90	0.018t
0312		1	2			動植物性油	0.90	0.018t
0320		2			廃溶剤		0.90	0.018t
0330		3			固形油		0.90	0.018t
0340		4			油でい		0.90	0.018t
0400	04			廃酸			1.25	0.025t
0401			1			写真定着廃液	1.25	0.025t
0500	05			廃アルカリ			1.13	0.023t
0501			1			写真現像廃液	1.13	0.023t
0600	06			廃プラスチック類			0.35	0.007t
0601		0	1			廃タイヤ	0.20	0.007t
0602		0	2			自動車用プラスチックバンパー	0.20	0.007t
0603		0	3			農業用ビニール	0.20	3t
0604		0	4			プラスチック製廃容器包装	0.10	0.005t
0605		0	5			発泡スチロール	0.02	0.001t
0606		0	6			発泡ウレタン	0.02	0.001t
0607		0	7			発泡ポリスチレン	0.03	0.015t
0608		0	8			塩化ビニル製建設資材	0.20	0.01t
0700	07			紙くず			0.30	0.015t
0710		1			建設工事の紙くず		0.30	0.015t
0711		1	1			ダンボール	0.30	0.015t
0800	08			木くず			0.55	0.027t
0810		1			建設工事の木くず		0.55	0.027t
0811		1	1			伐採材・伐根材	0.55	0.027t
0900	09			繊維くず(天然繊維くず)			0.12	0.006t
0910		1			建設工事の繊維くず		0.12	0.03t
1000	10			動・植物性残渣			1.00	0.2t
4000	40			動物系固形不要物			1.00	0.2t
1100	11			ゴムくず(天然ゴムくず)			0.52	0.026t
1200	12			金属くず			1.13	0.056t
1210		1			鉄くず		1.13	0.056t
1220		2			非鉄金属くず		1.13	0.056t
1221		2	1			鉛製の管又は板	1.13	0.056t
1222		2	2			電線くず	1.13	0.056t
1300	13			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			1.00	0.05t
1310		1			ガラスくず		1.00	0.05t
1311		1	1			カレット	1.00	0.05t
1312		1	2			廃ブラウン管(側面部)	0.50	0.025t
1313		1	3			ガラス製廃容器包装	0.50	0.025t
1314		1	4			ロックウール	0.30	0.015t
1315		1	5			石綿(非飛散性)	0.50	0.025t
1316		1	6			グラスウール	0.20	0.01t
1317		1	7			岩綿吸音板	0.30	0.015t
1320		2			陶磁器くず		1.00	0.05t
1321		2	1			コンクリートくず	0.50	0.025t
1322		2	2			石膏ボード	0.30	0.015t
1323		2	3			ALC(軽量気泡コンクリート)	0.50	0.025t
1400	14			鉱さい			1.93	8t
1401			1			スラグ	1.93	8t
1500	15			がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)			1.48	0.074t
1501			1			コンクリート破片	1.48	0.074t
1502			2			アスファルト・コンクリート破片	1.48	0.074t

産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数(2/2)

電子マニフェストの産業廃棄物分類コード				電子マニフェストの産業廃棄物の分類			重量換算係数 (t/m ³)	重量換算係数 (t/個・台)
連結	大	中	小	大	中	小		
1600	16			動物のふん尿(畜産農業から排出されたもの)			1.00	0.2t
1700	17			動物の死体(畜産農業から排出されたもの)			1.00	0.08t
1800	18			ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん)			1.26	0.08t
1900	19			処分するために処理したもの(13号廃棄物)			1.00	0.02t
2000	20			建設混合廃棄物			0.26	0.013t
2010		1		安定型建設混合廃棄物			0.26	0.013t
2020		2		管理型建設混合廃棄物			0.26	0.013t
2021		2	1	新築系混合廃棄物			0.26	0.013t
2022		2	2	解体系混合廃棄物			0.26	0.013t
2100	21			安定型混合廃棄物(内訳を入力する必要あり)			0.26	0.013t
2200	22			管理型混合廃棄物(内訳を入力する必要あり)			0.26	0.013t
2300	23			シュレッターダスト			0.26	0.013t
2400	24			石綿含有産業廃棄物			-	-
2410		1		建設混合廃棄物			0.26	0.013t
2420		2		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			1.00	0.07t
2430		3		廃プラスチック類			0.35	0.01t
2440		4		がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)			1.48	0.07t
2450		5		紙くず			0.30	0.01t
2460		6		木くず			0.55	0.02t
2470		7		繊維くず(天然繊維くず)			0.12	0.005t
3000	30			廃自動車			1.00	1.3t
3010		1		廃二輪車			1.00	0.2t
3011		1	1	バイク			1.00	0.1t
3012		1	2	自転車			1.00	0.015t
3100	31			廃電気機械器具			1.00	0.01t
3101		0	1	廃パチンコ機及び廃パチスロ機			1.00	0.03t
3102		0	2	プリント配線板			1.00	0.03t
3103		0	3	テレビジョン受信機			1.00	0.03t
3104		0	4	エアーコンディショナー			1.00	0.04t
3105		0	5	冷蔵庫			1.00	0.1t
3106		0	6	洗濯機			1.00	0.05t
3107		0	7	電子レンジ			1.00	0.015t
3108		0	8	パーソナルコンピュータ			1.00	0.005t
3109		0	9	電話機			1.00	0.003t
3110		1		自動販売機			1.00	0.35t
3111		1	1	蛍光灯			1.00	0.001t
3112		1	2	冷凍庫			1.00	0.04t
3500	35			廃電池類			1.00	0.01t
3510		1		鉛蓄電池			1.00	0.01t
3520		2		乾電池			1.00	0.01t
3600	36			複合材			1.00	0.05t
7000	70			燃えやすい廃油			0.90	0.018t
7010		1		燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)			0.90	0.018t
7100	71			ph2.0以下の廃酸			1.25	0.025t
7110		1		ph2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)			1.25	0.025t
7200	72			ph12.5以上の廃アルカリ			1.13	0.023t
7210		1		ph12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)			1.13	0.023t
7300	73			感染性廃棄物			0.30	0.007t
7400	74			特定有害産業廃棄物			1.00	0.018t
7410		1		廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物			1.00	0.1t
7411		1	1	廃PCB等			1.00	0.1t
7412		1	2	PCB汚染物			1.00	0.02t
7413		1	3	PCB処理物			1.00	0.02t
7421		2	1	廃石綿等(飛散性)			0.30	0.009t
7422		2	2	指定下水汚泥			1.10	8t
7423		2	3	銹さい(基準値を超える有害物質を含むもの)			1.93	8t
7424		2	4	燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)			1.14	0.228t
7425		2	5	廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)			0.90	0.018t
7426		2	6	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)			1.10	0.022t
7427		2	7	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)			1.25	0.025t
7428		2	8	廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)			1.13	0.023t
7429		2	9	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)			1.26	0.023t
7430		3		処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)			1.00	0.2t